

KHKからの
お知らせ

危険物施設における非危険場所等の評価業務



企画部

◆背景

昨今、各分野において技術革新やデジタル化が急速に進展し、危険物施設においても安全性、効率性を求める新技術の導入により予防保全を行うなど、スマート保安の実現が期待されています。

上記を踏まえ、総務省消防庁において「[令和7年度 危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討報告書](#)」がとりまとめられ、『[「製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の運用について」の一部改正について（令和8年3月26日付け消防危第59号通知）](#)』（令和7年6月30日付け消防危第140号通知の一部改正。以下「140号通知」という。）が発出されました。

140号通知では、製造所及び一般取扱所（屋内外を問わない）のうち、可燃性蒸気等の濃度が25%LEL（LEL：爆発下限界）未満であると認められる場所（以下「非危険場所」という。）について、適切なリスク評価を実施の上、一定の安全管理を遵守することにより、非防爆構造の電気機械器具等が使用できるとされました。

◆当協会の評価業務

当協会では、これまで前述の140号通知による評価と「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」（平成31年4月24日付け消防危第84号通知。以下「ガイドライン」という。）による評価の2つの評価業務を実施してまいりましたが、今般、これらの評価業務を1つにパッケージ化し、併せてこれらの評価対象に該当しない可燃性蒸気等に関する課題や相談について、当協会の技術的知見に基づく個別評価（技術援助）での対応も含めた「危険物施設における非危険場所等の評価業務」として実施することとなりました。

これにより、事業者の皆さまが抱えるより多くのニーズに対して、臨機応変に対応することが可能となります。

	消防危第140号通知 (屋外)	消防危第140号通知 (屋内)	精緻なガイドライン (屋外)	左記に該当しない 個別評価
評価方法の概要	ガス検知器により可燃性蒸気濃度を測定し、25%LEL未満となる場所を判定	同左 ※換気条件を考慮	物性値、プロセス圧力、開口面積、換気速度等から計算により危険距離を判定	要相談
対象施設	製造所 一般取扱所	同左	全て	全て
対象放出源	全て	同左	第2等級	全て
使用可能となる非防爆機器※	携帯式・移動式	同左	全て	要相談
付加要件	ガス検知器の携行 予防規程（自主行動計画）	ガス検知器の携行 予防規程（自主行動計画） 換気の維持管理	予防規程（自主行動計画） 換気の維持管理（屋内） ※必要に応じてインターロック	要相談
参考価格	1,000㎡以下～300万円 1,000㎡を超え2,000㎡以下～500万円 2,000㎡超～700万円	1,000㎡以下～400万円 1,000㎡を超え2,000㎡以下～600万円 2,000㎡超～800万円	放出源、蒸発プールの個数 50個以下～250万 以後、50個追加につき～50万 （※類型化できるものは1の放出源、蒸発プールとして算定する）	要相談

※携帯式：人が携帯するもの（スマートフォン、タブレット等）

移動式：人が携帯しないもので、定置式ではないもの（ドローン、自立型ロボット等）

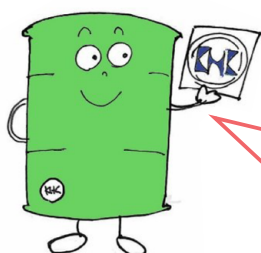
定置式：人が携帯しないもので、定置で使用するもの（固定の有無は問わない）（Wi-Fiルーター、照明器具等）

図1 「危険物施設における非危険場所等の評価業務」の概要

危険物施設における非危険場所等を適切に設定し、当該危険物施設内の安全レベルを低下させることなく合理的かつ効果的にスマート保安を進めることで、危険物施設における予期せぬインシデントやヒューマンエラーを防ぐ取り組みがより一層強化され、業界全体の保安力向上へ結びつきます。危険物施設の事業者の皆さま、消防機関でこれらの業務に従事する皆さまは是非、本評価業務の活用をご検討ください。

なお、当該評価業務の業務規程、申請様式及び申請に係る手引き等については、以下のリンク先をご確認ください。

- [危険物施設における非危険場所等の評価に関する業務規程](#)
- [危険物施設における非危険場所等の評価に関する業務 概要説明資料](#)
- [140号通知を用いた危険区域の設定等に係る評価の手引き](#)
- [ガイドラインを用いた危険区域の設定等に係る評価の手引き](#)
- [申請様式](#)



【お問い合わせ先】

危険物保安技術協会 企画部

TEL 03-3436-2356

E-mail kikaku@khk-syoubou.or.jp